

水戸市不育症治療助成事業のご案内

不育症の検査や治療を受けた方に費用の一部を助成します。
不育症とは、流産・死産が2回以上起きた場合をいいます。

○対象となる治療

- 1) 保険適用外の不育症の検査及び治療
- 2) 流産検体を用いた染色体検査
※詳しくは、下記の表をご覧ください。



○対象者・治療内容・助成限度額

	不育症検査及び治療 (右記に該当しない流産検体を用いた染色体検査を含む)	流産検体を用いた染色体検査 (先進医療※1)として実施した場合)
対象者	次のすべての要件に該当する方が対象です。 1) 法律上の婚姻をしている夫婦又は事実婚関係である場合。 2) 妻が水戸市に住民票を有していること。 3) 医療機関で不育症と診断され、不育症検査・治療を受けたこと。 4) 申請する検査・治療について、他の地方公共団体から補助を受けていない。	5) 先進医療として厚生労働大臣へ届出をした医療機関(※2)で実施し、あわせて保険適用の検査・治療も受けていること。
治療内容	・保険適用外の検査・治療 (入院時の差額ベット代、食事療養費、文書料、処方箋によらない薬(サプリメント等)、医療機関以外で受けた治療費等を除く)	・流産検体を用いた染色体検査 (当検査費用のみが対象)
助成限度額	1年度につき 5万円まで	1回につき 5万円まで
※ 治療額が限度額に満たない場合、実際にかかった対象の額が助成額となります。		

※1 先進医療とは、厚生労働省で定められている医療に対し決められた医療機関で行われる療養です。先進医療による療養を受けた場合、診察・検査・投薬・入院料などの一般治療と共通する費用は公的医療保険が適用されますが、先進医療部分は全額自己負担となります。

※2 先進医療を実施している医療機関の一覧については、厚生労働省ホームページをご確認ください。

○申請期限

検査及び治療が終了した日から3か月以内又は年度の末日のいずれか早い日まで

(※年度の末日とは、3月31日です。)

- ・ただし、令和3年4月1日～令和3年8月31日までに検査・治療が終了している場合は、令和3年12月1日までにご申請ください。
- ・期限以降は申請を受け付けませんのでご注意ください。
- ・年度末に検査・治療が終了した場合等で、期限内に書類を揃えることが困難な場合は、申請期限内にご相談ください。

○申請に必要な書類等

水戸市の様式でご記入ください。

要件が確認出来ない場合は、下記の書類以外が必要になる場合があります。

全 員 必 要	1	不育症治療補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
	2	不育症治療受診等証明書（様式第2号） ・医療機関に作成を依頼してください。 ・医療機関が他院に依頼し実施した検査・治療・投薬の治療費についても他院分の領収書や明細書を持参し、合算額を記載してもらってください。
	3	領収書・明細書 ①申請に係る保険適用外の不育症検査・治療分（受診等証明書に記載された治療期間内のすべて）の原本と原本のコピー（原本は確認後お返しします） ②流産検体を用いた染色体検査（先進医療として）を実施した場合は、 <u>上記①に加え</u> 、保険適用分の不育症検査・治療分の原本（確認後お返しします） ・入院時の差額ベット代、食事療養費、文書料、処方箋によらない薬（サプリメント等）、医療機関以外で受けた治療費等は助成対象外です。 ・主治医が他院等に依頼して行った検査・治療・投薬がある場合は、その領収書・明細書も持参してください。
省 略 で き る 場 合 あ り	4	戸籍謄本（発行から3か月以内のもの、マイナンバー記載のないもの） ・新規申請の方、事実婚関係である場合 ・住民票の記載内容でご夫婦の婚姻関係が確認出来ない場合（ご夫婦の住所が異なる等）は申請ごとの添付が必要です。
	5	世帯全員の住民票（発行から3か月以内のもの、マイナンバー記載のないもの） ・ご夫婦それぞれの「続柄」「戸籍筆頭者」を省略しないもの。 ・水戸市に住民票があり、申請書にて公簿による確認について「同意する」場合は省略することが出来ます。 ・夫が水戸市外に住民票がある場合、申請ごとの添付が必要です。
該 当 者 の み	6	流産検体を用いた染色体検査の結果個票（別紙1） 流産検体を用いた染色体検査（先進医療として）を実施した場合、医療機関に作成を依頼してください。
	7	事実婚関係における申立書（別紙2）

＜書類の取得方法＞

- 1.2.6.7 …… 市保健所
市ホームページ
4 …… 本籍地のある市町村
5 …… お住まいの市町村

【申請場所】水戸市保健所 地域保健課

【水戸市ホームページをご覧ください】

不育症 助成 水戸市 [検索](#)

申請書のダウンロードや申請に関するご案内等の情報を記載しております。



【問合せ】

水戸市保健所 地域保健課

電話 029-243-7311

相談窓口

茨城県不妊専門相談センター

不妊や不育症で悩んでいる方のための専門の相談センターです。産婦人科医・泌尿器科医・カウンセラー・助産師が無料で相談をお受けしています。県内2か所（県央地区・県南地区）で個別面接相談等を実施しています。平日や夜間に完全予約制で開設しています。詳しくはお問合せください。

相談受付・お問合せ先：茨城県不妊専門相談センター 茨城県産婦人科医会

電話 029-241-1130（月～金 午前9時～午後3時）